第 263 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 8 年8月 25 日(火) 午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 45 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (40名)

1番 石原 隆幸	2番 安部 裕治	3番 大塚 真人	4番 長谷川哲夫
5番 新田 昭喜	6番 藤原 寿成	7番 松﨑 邦之	8番 藤原 修
9番 恩田 洋一	10番 草水 敦則	11番 藤原 康正	12番 石原 敬士
14番 高橋 正敏	15番 藤原 克巳	16番 和久利 健	17番 和久利 勝
18番 立石 覚	19番 大坂 茂	20番 藤井 卓	22番 森合 健一
23番 藤原 昭則	25番 佐藤 昌利	26番 石原 宏二	27番 賀元 亨
28番 松原 正信	29番 長谷川史郎	30番 藤原 功	32番 山田 幸則
33番 嵐谷 行徳	34番 安部 昌平	35番 田中 時英	36番 浅野 保男
37番 川西 雄二	38番 小池 俊彦	39番 戸藏 豊	40番 渡部 幸夫
41番 千原 泰治	42番 梅木 達也	43番 松島 昭夫	44番 原田 二朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原　ゆう子
会計年度任用職員　和久利 民男

5. 欠席委員 (4名)

13番 岩田 孝史 21番 八澤 幹夫 24番 渡部 雅一 31番 小池 悟

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第５号　農地利用集積等促進計画の承認について (一括契約)
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、第263回奥出雲町農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則第8条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。 農業委員の欠席者は、13番岩田委員。出席者は19名中18名ということで、過半数に達しており、本日の総会は成立いたします。なお推進委員の欠席は、21番、24番、31番の3名で、出席者22名でございます。 次に、奥出雲町農業委員会規則第25条第3項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。 本日の議事録署名者は、1番石原隆幸委員、2番安部裕治委員、お願いします。本日上程いたします議題は、議案1を日程1として、その他まで順次上程いたします。ご審議よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。 議案第1号非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	１ページをご覧ください。 議案第１号、農地法第２条第１項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので、意見を求める。令和８年８月２５日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号１、農地の所在　○○○○番ほか１筆。地目は、登記簿が畑。現況は、山林。面積は、合計　６０５㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　●●●●。住所　△△△△番地。非農地の事由　昭和５６年頃より孟宗竹が侵入し、耕作を放棄した。高齢も重なり、維持管理ができなくなった。現在山林化している。資料１に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号２、農地の所在　▲▲▲▲番ほか３筆。地目は、登記簿が畑。現況は山林と原野。面積は、 合計４３３㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　●●●●。住所　△△△△在住。非農地の事由　３５年以上前に耕作放棄した。現在は山林、原野である。資料２に地図を載せておりますので、ご覧ください。 以上ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは事務局の説明は終わりました。補足説明に入ります。議案第1号番号1の○○○○地区につきましては、23番藤原昭則委員お願いします。
23番	23番藤原が補足説明を行います。 番号1の土地につき、現地を確認いたしました。○○○○さんのお宅の周辺に現在自分の所の耕作している畑があり、申請の出ている土地は、●●●●の斜面の上の方にございます。自宅よりも遠隔地にあり、家庭の人数も少なくなり、野菜も作らなくなり、ずっと放棄していた。現在は雑木及びカヤ等が繁茂して、そこまで畑は必要ないということで、耕作していなかったという土地です。それを再生して畑にしてもそんなに作る意欲もないし畑にしたくない。山林に戻したいという話を聞きました。妥当ではないかと判断しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なし） 承認することに異議ございませんか。

	（はい） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号１について承認することに決しました。 次に番号２について補足説明を33番嵐谷委員お願いいたします。
33番	番号２について、33番嵐谷が補足説明をさせていただきます。 7月31日に新田委員と私と安部委員、事務局の石原さんとで現地を確認しました。現在●●●●さんの所は、誰も住んでおられません。そのため35年前に耕作放棄したと、現状では畑に戻すということは無理だと確認しました。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なし） 承認することに異議ございませんか。 （はい） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号２について承認することに決しました。 次に議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	２ページから３ページにかけてご覧ください。 議案第２号、農地法 第３条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。令和８年８月２５日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号１、農地の所在、●●●●番ほか１６筆。地目は、登記簿、現況ともに田と畑。面積は、合計１８，４８３㎡。権利種別　３条使用貸借。譲渡人 氏名　○○○○、住所　□□□□番地。権利取得後の経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、使用貸借による権利設定。譲受人 氏名　■■■■、住所▲▲▲▲番地。対価無償。資料３に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など、事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第３条 第２項の不許可要件 各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは事務局の説明は終わりました。議案第２号番号１の補足説明になります。番号１の補足説明は43番松島委員お願いします。
43番	43番松島が補足説明いたします。この案件につきましては、親から子へと、息子さんが跡を継いでやるということでございますので、何ら問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なし）

	承認することに異議ございませんか。 （はい） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号１について承認することに決しました。 次に議案第３号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	４ページをご覧ください。 議案第３号、農地法第４条第１項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和８年８月２５日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号１、農地の所在　○○○○番。地目は、登記簿、現況ともに田。面積　計１０㎡。申請人氏名　●●●●。住所　□□□□番地。転用目的　墓地。転用理由　遠くにある現在の墓地を家の近くに移転するため。除地については、令和８年２月１２日付けで公告されています。資料４に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号２、農地の所在　○○○○番。地目は、登記簿　田、現況　墓地。面積　計9.79㎡。申請人氏名　●●●●。住所　□□□□番地。転用目的　墓地。転用理由　現在の墓地は山上にあり、平素の管理が困難なため、申請地に合葬式墓地を設置する。除地については、令和８年１月２９日付けで公告されています。追認ですので、顛末書を読みます。 今回、申請した土地は、旧来より当家において田として利用しておりましたが、引水が困難になったことから、畑へと転作し耕作してまいりました。この度墓地を申請地に新設することを企画し、令和８年５月７日に転用工事を完了させました。本来であれば申請地を農地へ原状回復のうえ、改めて除地申請及び農地法所定の許可申請をすべきところですが、申請地は当家祭祀において不可欠な土地であり、原状回復は困難な状態にあります。以後このような違反転用のなきよういたしますので、何卒ご容赦いただきたく存じます。資料５に地図を載せておりますので、ご覧ください。 農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第２種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第４条第６項第２号に規定する「申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて、補足説明をお願いします。番号１について、３番大塚委員。
３番	番号１について、３番大塚が補足説明をさせていただきます。場所は、●●●●を○○○○へ上がっていただき、□□□□の方へ曲がり、200mほどの所に■■■■さんのご自宅がございます。墓地の場所ですが、山の中腹にございまして、管理等が大変難しいということで、自宅の側に置きたいということです。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なし） 承認することに異議ございませんか。 （はい）

	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号１について承認することに決しました。次に番号２について補足説明を44番原田委員お願いいたします。
44番	番号２について、44番原田が補足説明をさせていただきます。場所は、ここの資料№5に出ていますが、○○○○番、●●●●の側に転用農地があります。顛末書にありましたように、追認事項ではありますけども、ほかの農用地に影響はないということから、何ら問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なし） 承認することに異議ございませんか。 （はい） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号２について承認することに決しました。 次に議案第４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	５ページをご覧ください。 議案第４号、農地法第５条第１項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和８年８月２５日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号１、農地の所在、□□□□番。地目　登記簿　畑、現況　道路。面積は、２６㎡。権利種別　所有権移転。譲渡人氏名　■■■■。住所　○○○○在住。譲受人氏名●●●●。住所　△△△△番地。転用目的、施設等は、進入路。申請理由　町道から自宅への進入路として利用するため。除地については、平成２９年６月１２日付けで公告されています。対価総額▲▲▲▲円です。追認ですので、顛末書を読みます。 私が所有する今回の申請地については、自宅を新築後車両等が往来できる進入路が必要不可欠となり、昭和４０年代頃から自宅への進入路として利用していました。その際この申請地がもともと農地であったにも係わらず、農地法による農地転用許可手続きが必要であることを理解せずに工事が進められ、現在に至りました。この度、私所有の屋敷及び進入路を第三者に譲り渡すにあたり、名寄帳等で改めて調べましたところ、当該進入路が現在も農地のままであることが分かりました。今後は、法令を遵守しこのような不始末が無いよう十分注意いたしますので、何卒寛大な処理を賜りますようお願いいたします。資料６に地図を載せていますので、ご覧ください。 許可条項は、農地法第５条第２項第２号に規定する「周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて、補足説明をお願いします。 番号１について、３８番小池委員。
38番	番号１について、３８番小池が補足説明をさせていただきます。本件につきましては、○○○○より現地確認をお願いしたいということで、要請がありました。担当の藤原委員と私と○○○○さんの３名で現地確認をしまして、現状の説明をしていただきました。問

	題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なし） 承認することに異議ございませんか。 （はい） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号１について承認することに決しました。 次に議案第５号、農用地利用集積等促進計画に関する承認について(一括契約)を上程いたします。事務局、説明をお願いいたします。
事務局	６ページをご覧ください。 議案 第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農地利用集積等促進計画案について、意見を求める。令和８年８月２５日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号１：農地は、○○○○地内１筆。面積は、４，６３６㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●。住所　□□□□番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■。住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、▲▲▲▲円。以下はご覧のとおりです。 番号２：農地は、○○○○地内２筆。面積は、合計３，２６１㎡。権利種別　機構法賃貸借、内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●。住所　□□□□在住。貸借権の設定を受ける者　■■■■。住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米▲▲▲▲kg。以下はご覧のとおりです。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件、 ・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 の、要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて議案第５号、番号 1 から補足説明をお願いします。42 番梅木委員。
42番	番号１について、42 番梅木が補足説明をさせていただきます。機構法の新規となっていますけども、こちらの方は前回からずっと何年も○○○○の耕作をされております。問題ないと思います。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なし） 承認することに異議ございませんか。 （はい）

	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号１について承認することに決しました。次に番号 2 について補足説明を 44 番原田委員お願いいたします。
44 番	番号 2 について、44 番原田が補足説明をさせていただきます。場所は、○○○○地内●●●●にある田んぼでして、機構法で新規ですけども、実際は更新ということで、現在も営農を続けておられます。問題ないと思われます。よろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なし） 承認することに異議ございませんか。 （はい） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号２について承認することに決しました。 その他事務局からありますか。
事務局	（事務局から事務連絡） ⑴ 農業委員会席次表について ⑵ 農業委員会名刺について ⑶ 農業委員会身分証明書について ⑷ 農業委員会手帳について ⑸ ８月２０日開催令和８年度雲南地区農業委員会連絡協議会研修会資料について （研修資料「信頼される農業委員会であるために」について事務局より説明する） ⑹ 市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会開催要領及び出欠表について ⑺ 令和８年度奥出雲町農業委員会互助会費について ⑻ 「農業委員会だより」の発行と編集委員の募集について
議長	本日上程しました議案は以上です。次回の総会は、９月２５日（金）午前９時から横田庁舎３階大会議室において開催します。本日の総会はこれで終了します。ご苦労様でした。